

(08-H2350-11-31-20-01-00)

入札番号：2025022772

天竜土木整備事務所

1 頁

審 査 設計者

令和 7 年度 実施設計書

建設工事名 令和 8 年度天竜区街路樹育成管理業務

路線河川名 建設工事箇所 浜松市天竜区二俣町阿藏地内外

建設工事金額

工 期 令和 9 年 3 月 10 日限り 週休 2 日補正 (補正なし)

建設工事概要 街路樹育成管理業務

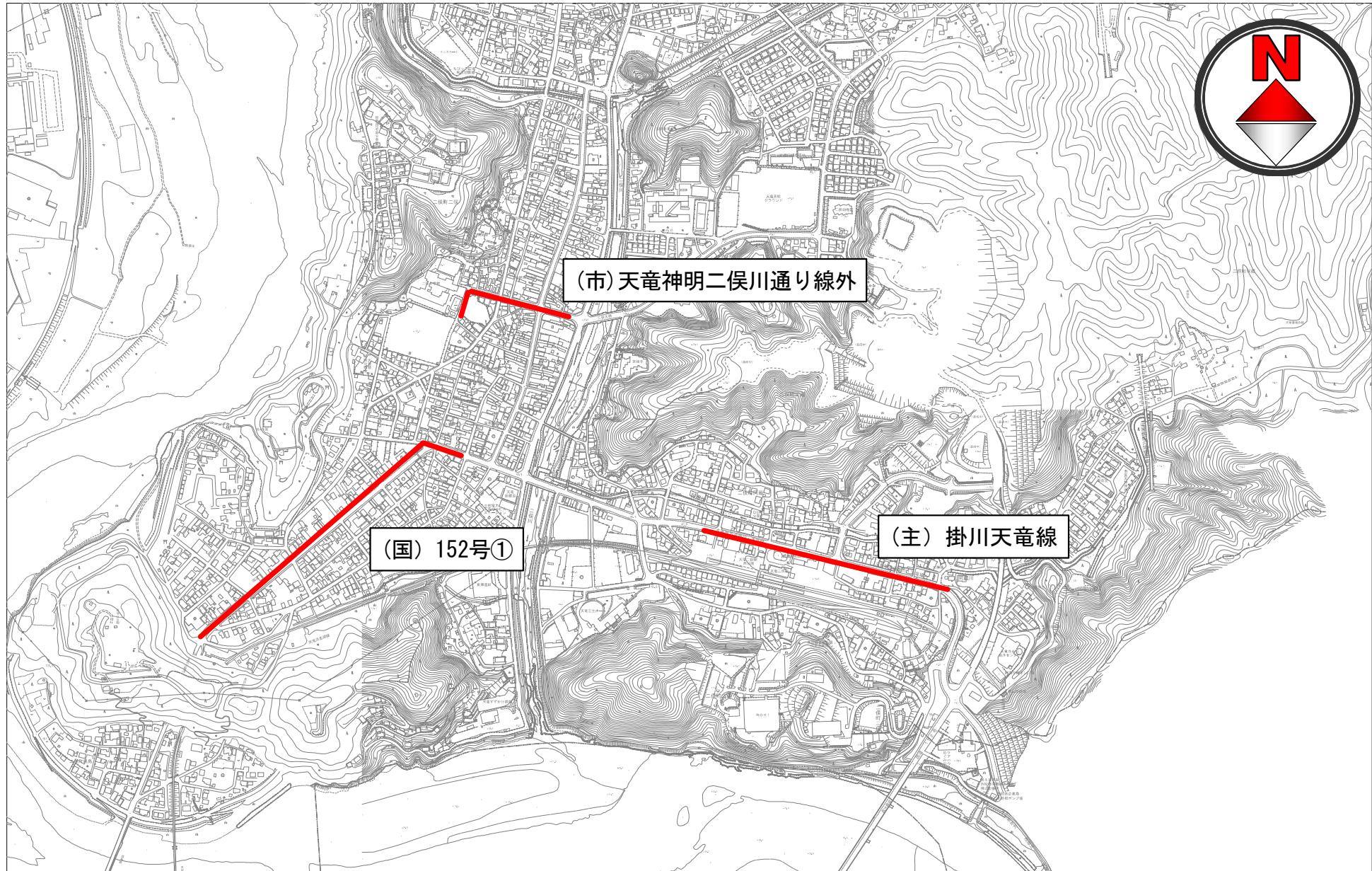
1 式

歩掛・単価適用年度 令和 7 年 12 月 基本単価 令和 7 年 12 月 地区コード 228 地区

起 終 点 指 定 <=>

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

位置図(二俣)



除草時期の目安

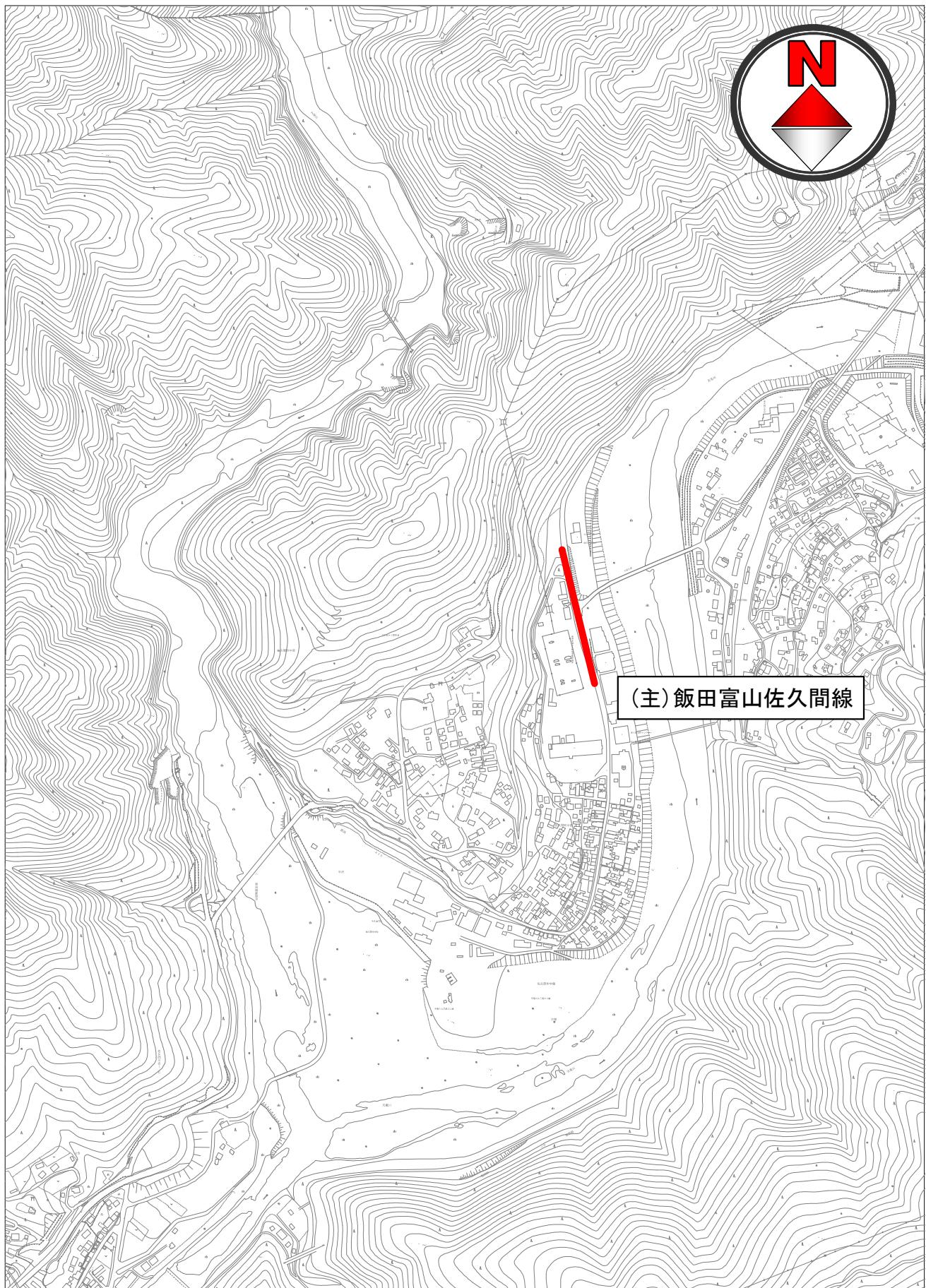
1回目 5月上旬頃

2回目 7月中旬～下旬頃

3回目 10月下旬頃

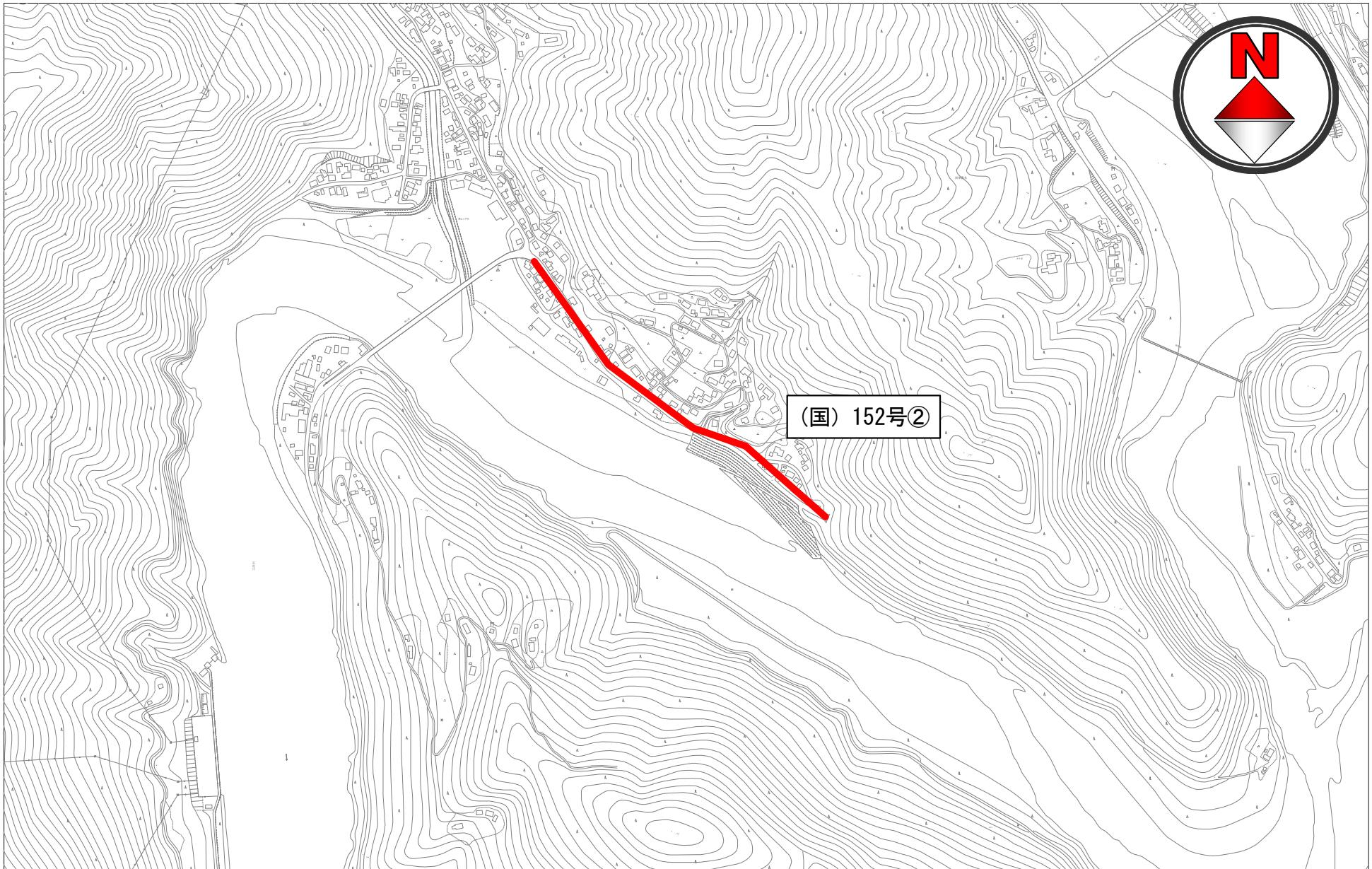
※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（佐久間）



※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（横山）



除草時期の目安

- 1回目 5月上旬頃
- 2回目 7月中旬～下旬頃
- 3回目 10月下旬頃

※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（山東）



(国) 362号①

(市) 天竜山東山王線
(天竜神明二俣川通り線ほか)

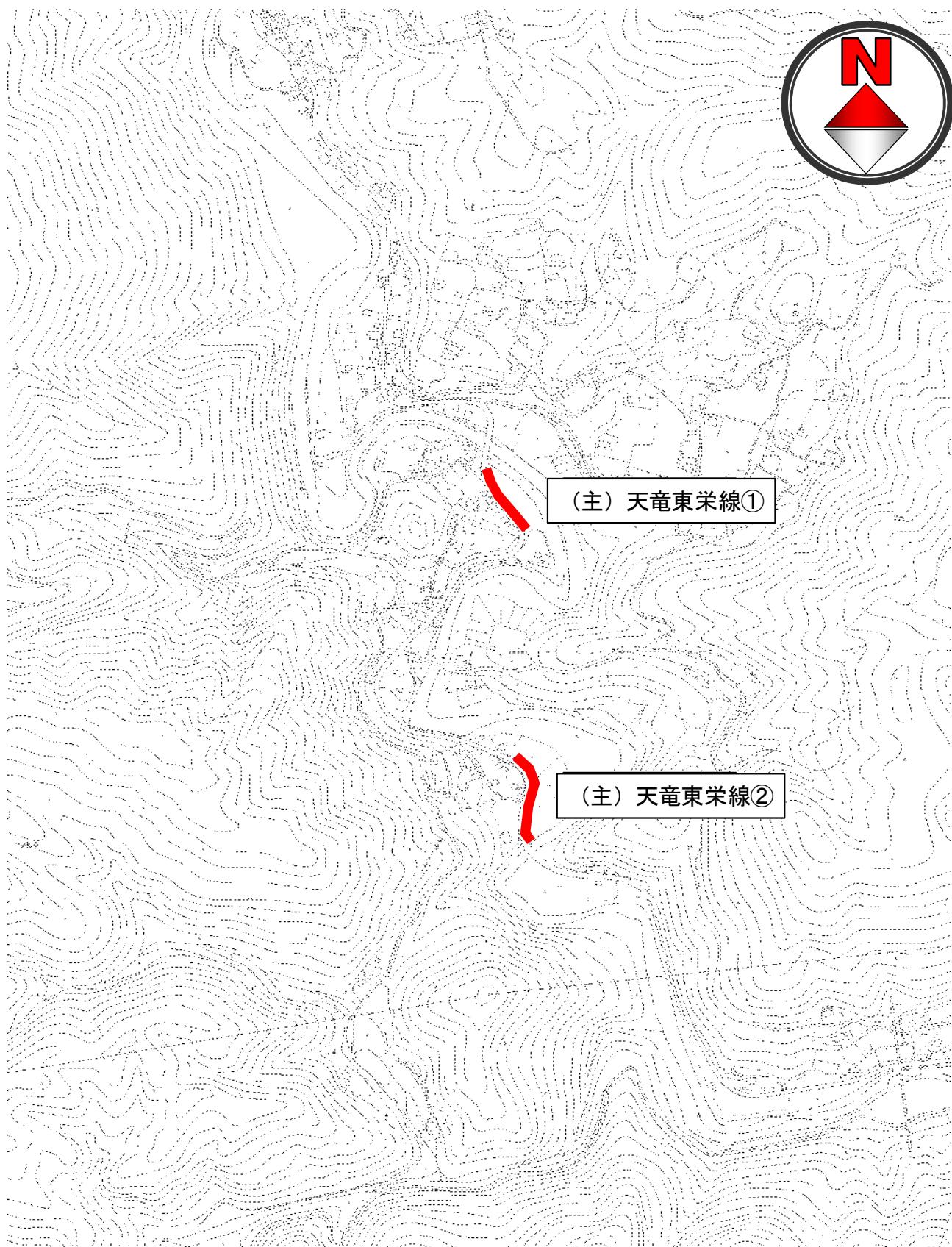
(市) 天竜仲町山王線
(天竜神明二俣川通り線ほか)

除草時期の目安

- 1回目 5月上旬頃
- 2回目 7月中旬頃
- 3回目 10月下旬頃

※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（上阿多古）

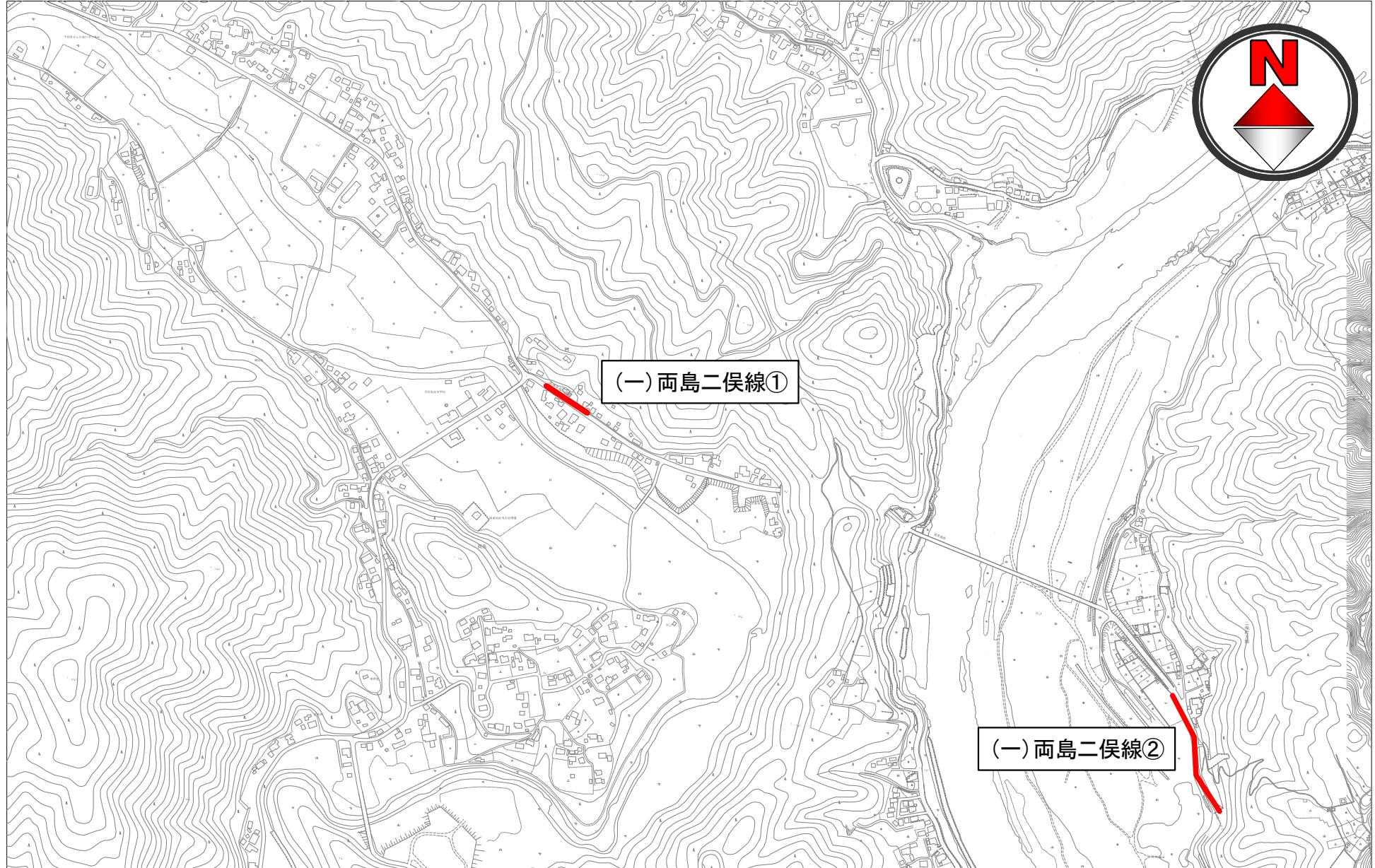


除草時期の目安

- 1回目 5月上旬頃
- 2回目 8月中旬～下旬頃
- 3回目 10月下旬頃

*樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（両島）

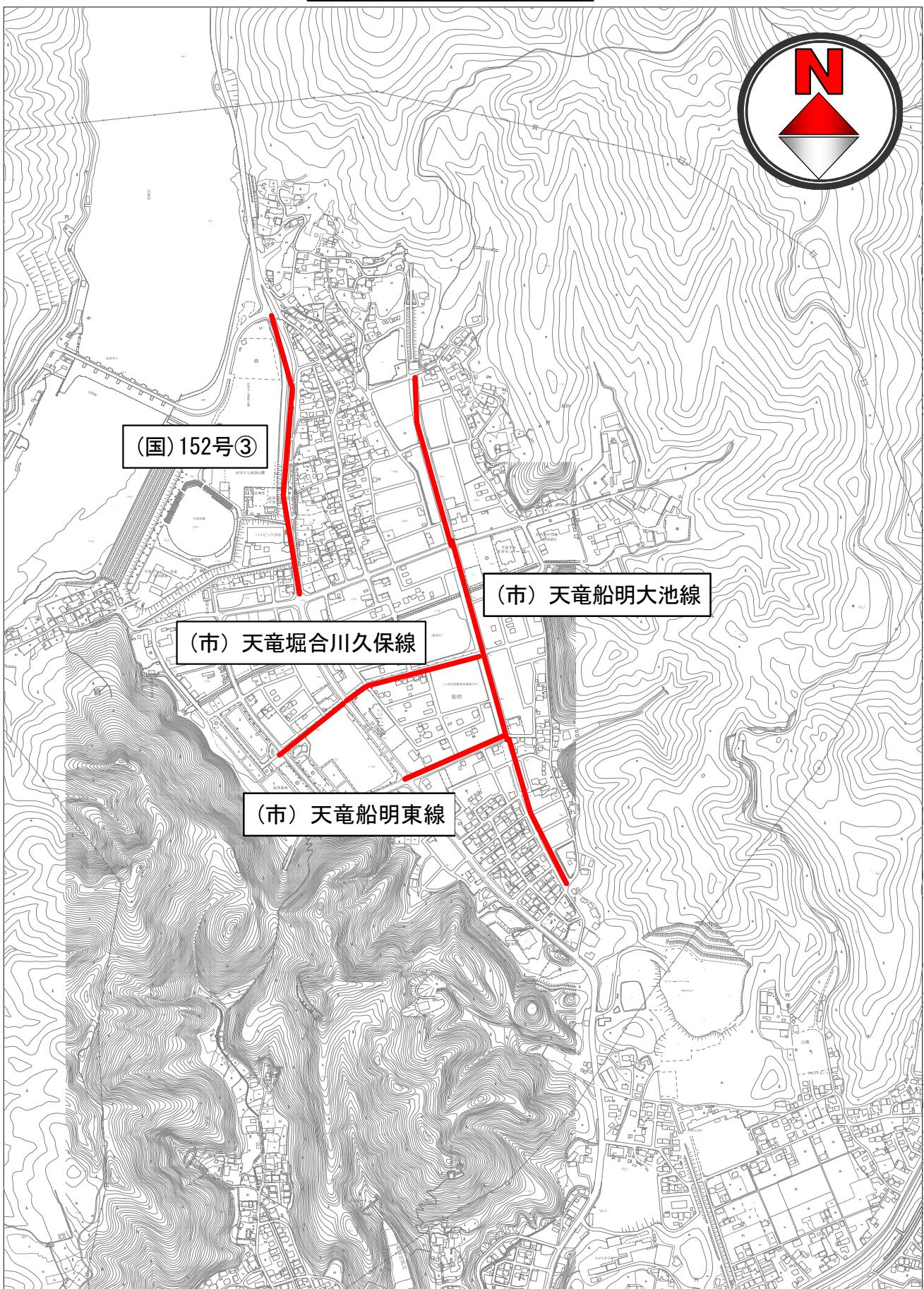


除草時期の目安

- 1回目 5月上旬頃
- 2回目 8月中旬～下旬頃
- 3回目 10月下旬頃

※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（船明）

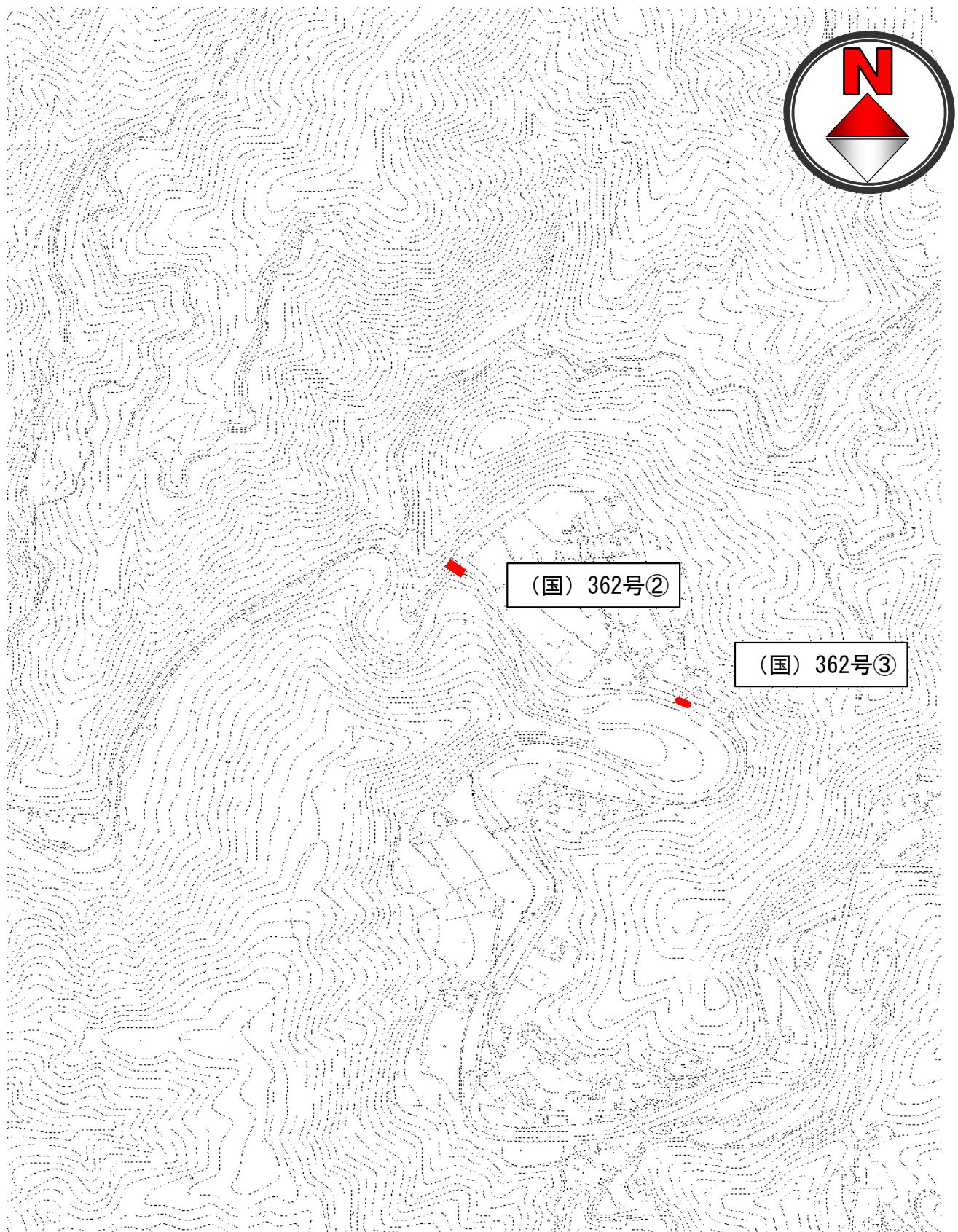


除草時期の目安

- 1回目 5月上旬頃
- 2回目 8月中旬～下旬頃
- 3回目 10月下旬頃

*樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（只来）

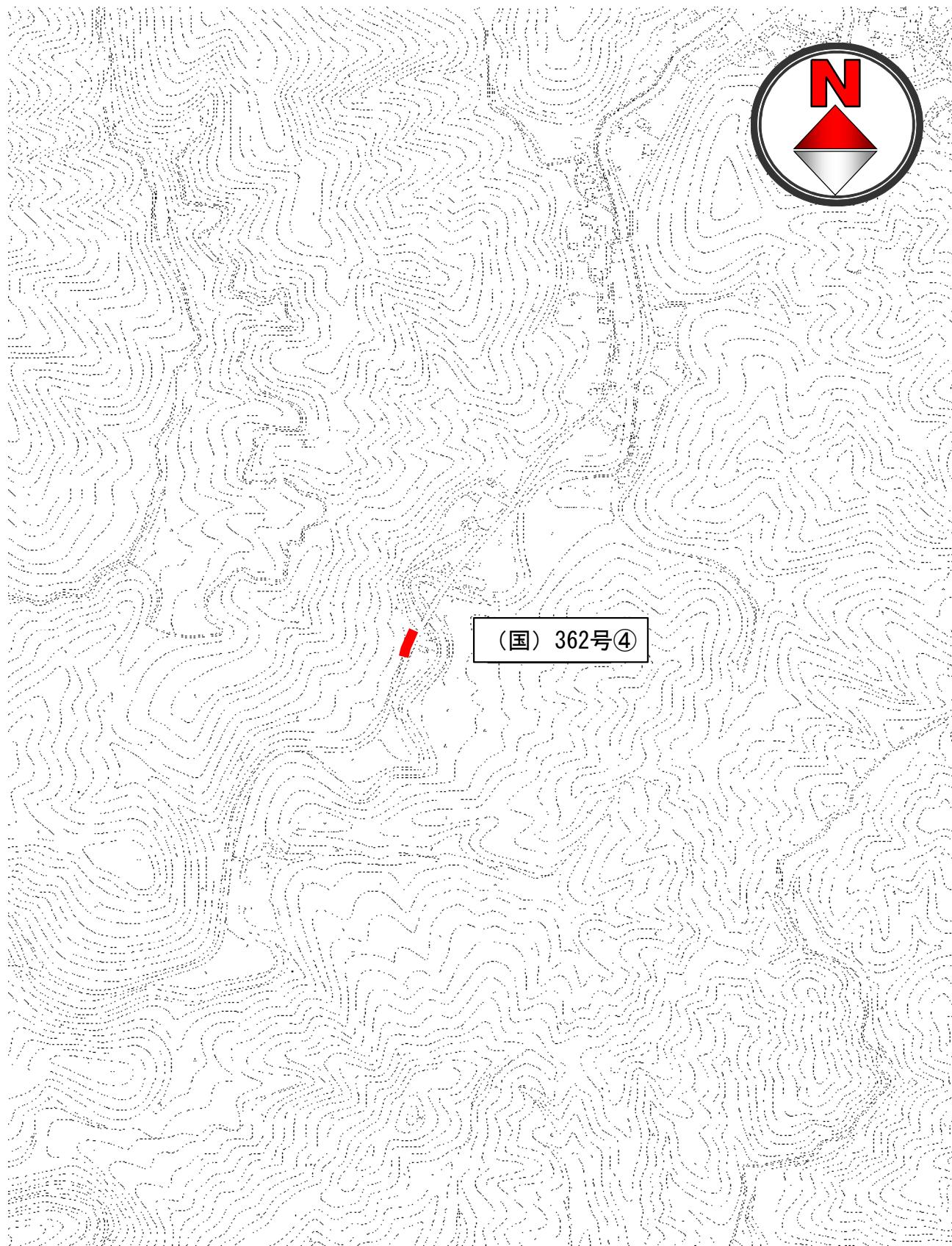


除草時期の目安

- 1回目 5月上旬頃
- 2回目 8月中旬～下旬頃
- 3回目 10月下旬頃

※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（横川）



除草時期の目安

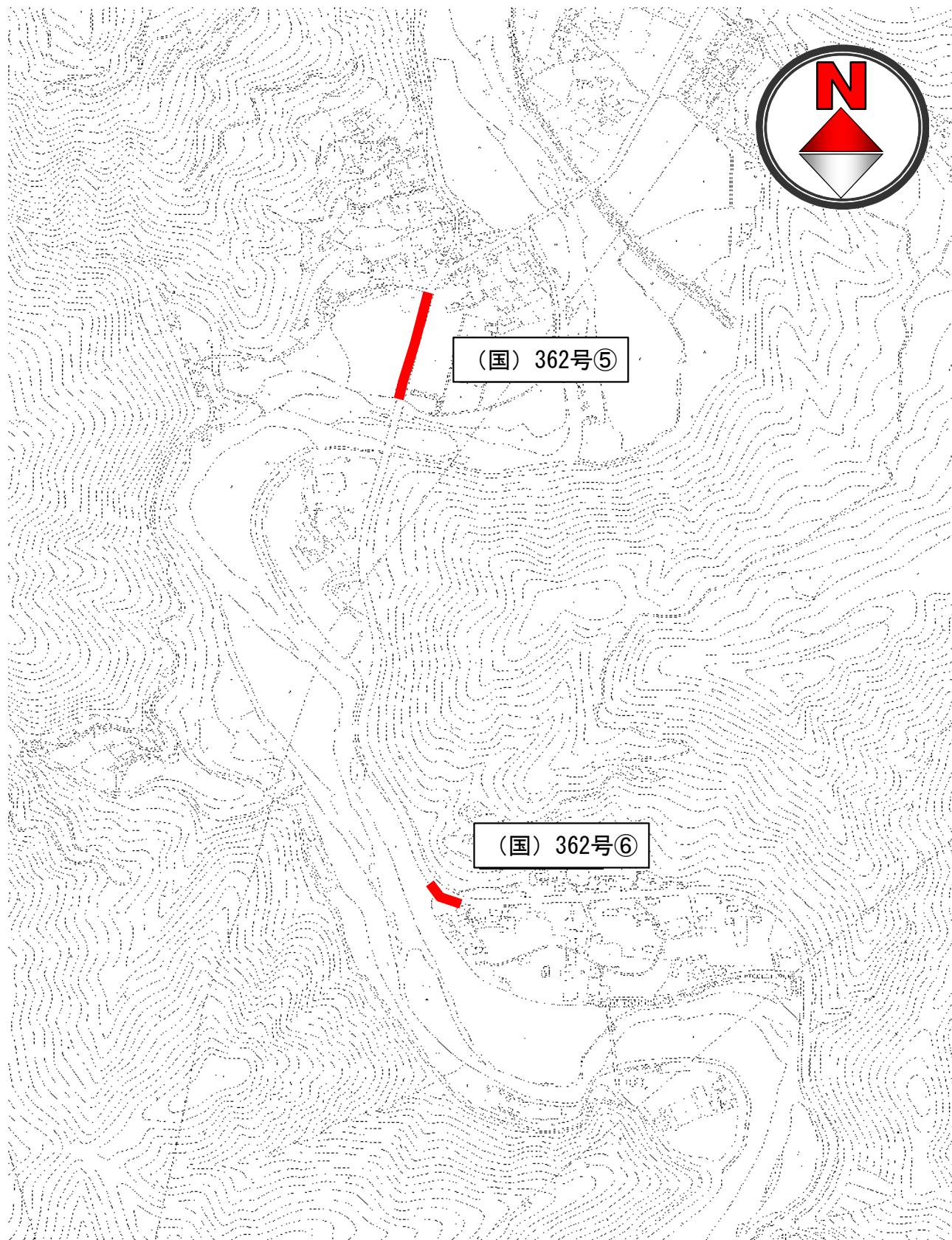
1回目 5月上旬頃

2回目 8月中旬～下旬頃

3回目 10月下旬頃

※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

位置図（春野1）



除草時期の目安

1回目 5月上旬頃

2回目 8月中旬～下旬頃

3回目 10月下旬頃

※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める

位置図（春野2）



除草時期の目安

1回目 5月上旬頃

2回目 8月中旬～下旬頃

3回目 10月下旬頃

※樹木剪定および除草の実作業日時は、受発注者が協議して定める。

工事費内訳表

区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費					
- 街路樹育成管理業務	式	1			
-- 街路樹育成管理業務	式	1			
-- - 街路樹育成管理業務	式	1			
- - - せん定 高木 特大 夏 供用区間 全施工場所	本	1			M 0070 第 1号表
- - - せん定 高木 特大 冬 供用区間 全施工場所	本	29			M 0070 第 1号表
- - - せん定 高木 大 夏 高木 夏期 幹周 90 - 120 cm未満, 供用区間 歩道及び交通島	本	22			市場単価を適用、50本以上 第 3号表
- - - せん定 高木 小 冬 高木 冬期 幹周 30 - 60 cm未満, 供用区間 歩道及び交通島	本	148			市場単価を適用、50本以上 第 4号表
- - - せん定 高木 大 冬 高木 冬期 幹周 90 - 120 cm未満, 供用区間 歩道及び交通島	本	72			市場単価を適用、50本以上 第 5号表

工事費内訳表

区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
- - - - せん定 球形 低木 低・中木 球形 樹高 100cm未満, 供用区間 歩道及び交通島	本	35			市場単価を適用、10本以上50本未満 第 6号表
- - - - せん定 寄植 中木 寄植 中木, 供用区間 歩道及び交通島	m ²	180			市場単価を適用、1000m ² 以上 第 7号表
- - - - せん定 寄植 低木 寄植 低木, 供用区間 歩道及び交通島	m ²	4,219			市場単価を適用、1000m ² 以上 第 8号表
- - - - 植樹管理(抜根除草) 植込み地	m ²	3,918			市場単価を適用、1000m ² 以上 第 9号表
- - - - 植樹管理(芝刈)	m ²	10,149			市場単価を適用、1000m ² 以上 第 10号表
- - - - 交通誘導警備員A	人	15			
- - - - 交通誘導警備員B	人	45			
- - - - 処分費 草・木・剪定木	台	17			見積・天竜草木リサイクルセンター
直接工事費計					

工事費内訳表

区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
純工事費					
工事原価計					
諸経費					
工事価格計					
消費税相当額					
請負工事費（設計金額）					

M O O 7 0						高木剪定 (特) 供用区間 全施工場所	第 1 号表
金 円 10 本 当り							
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要		
造園工							
	人						
普通作業員							
	人						
トラック運転							M O 8 8 0
	日					第 2 号表	
諸雑費							
	式	1					
計							
単価							
	本						

1, #等:諸経費等対象額

せん定 高木・中木・低木

第 6 号表

低・中木 球形 樹高 100 cm 未満、供用区間 歩道及び交通島

市場単価を適用、10本以上50本未満

金 円 1 本 当 り

積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路植栽工 (植樹管理) 剪定 中低木 球形樹高 100 cm 未満	本	1			市場単価 (基準額) [合計金額対象外] 1
[加算率: S 1] 施工規模	%				
補正後市場単価	本	1			
諸雑費	式	1			
計 (合計金額対象外は除く)					

1, #等:諸経費等対象額

せん定 高木・中木・低木

第 5 号表

高木 冬期 幹周 90 - 120 cm 未満, 供用区間 歩道及び交通島

市場単価を適用、50本以上

金 円 1 本 当り

積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
道路植栽工(植樹管理) 剪定 冬期せん定 幹周90以上120cm未満	本	1			市場単価(基準額) [合計金額対象外] 1
補正後市場単価	本	1			
諸雑費	式	1			
計(合計金額対象外は除く)					

1, #等:諸経費等対象額

植樹管理（芝刈）

第 10 号表

金 額 積 算 項 目	円 1 m ² 当り 単位	数量	単 価	金 額	市場単価を適用、1 0 0 0 m ² 以上 摘要
道路植栽工（植樹管理） 芝刈 芝生	m ²	1			市場単価（基準額） [合計金額対象外] 1
補正後市場単価	m ²	1			
諸雑費	式	1			
計（合計金額対象外は除く）					

1, #等:諸経費等対象額

植樹管理（拔根除草）

植込み地

第 9 号表

金 円 1 m² 当り市場単価を適用、1 0 0 0 m²以上

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘要
道路植栽工（植樹管理） 除草 拔根除草 植込み地	m ²	1			市場単価（基準額） [合計金額対象外] 1
補正後市場単価	m ²	1			
諸雑費	式	1			
計（合計金額対象外は除く）					

1, #等:諸経費等対象額

せん定 高木・中木・低木

第 4 号表

高木 冬期 幹周 30 - 60 cm 未満, 供用区間 歩道及び交通島

市場単価を適用、50本以上

金 円 1 本 当り

積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路植栽工(植樹管理) 剪定 冬期せん定 幹周30以上60cm未満	本	1			市場単価(基準額) [合計金額対象外] 1
補正後市場単価	本	1			
諸雑費	式	1			
計(合計金額対象外は除く)					

1, #等:諸経費等対象額

せん定 高木・中木・低木

第 3 号表

高木 夏期 幹周 90 - 120 cm未満, 供用区間 歩道及び交通島

市場単価を適用、50本以上

金 円 1 本 当 り

積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路植栽工(植樹管理) 剪定 夏期せん定 幹周90以上120cm未満	本	1			市場単価(基準額) [合計金額対象外] 1
補正後市場単価	本	1			
諸雑費	式	1			
計(合計金額対象外は除く)					

1, #等:諸経費等対象額

せん定 寄植

第 8 号表

寄植 低木, 供用区間 歩道及び交通島

市場単価を適用、1000m²以上金 円 1 m² 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘要
道路植栽工(植樹管理) 寄植剪定 低木(株物)	m ²	1			市場単価(基準額) [合計金額対象外] ¹
補正後市場単価	m ²	1			
諸雑費	式	1			
計(合計金額対象外は除く)					

1, #等:諸経費等対象額

せん定 寄植

第 7 号表

寄植 中木、供用区間 歩道及び交通島

市場単価を適用、1000m²以上金 円 1 m² 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘要
道路植栽工（植樹管理）剪定 寄植中木	m ²	1			市場単価（基準額） [合計金額対象外] ¹
補正後市場単価	m ²	1			
諸雑費	式	1			
計（合計金額対象外は除く）					

1, #等:諸経費等対象額

M 0 8 8 0 トラック運転 第 2 号表					
金 積 算 項 目	円 単位	1 日 当り 数量	単 価	金 額	摘要
運転手 (一般)	人				
軽油 パトロール給油	L	29			
トラック [普通型] 2 t 積	時、日				換算損料 (損料表 13 欄)
諸雑費	式	1			
計					

1, #等:諸経費等対象額

令和8年度 天竜区街路樹育成管理業務 数量表

路線名 歩道植樹帶	高木剪定						低中木 剪定	中木 剪定	低木 剪定	拔根除草			刈取除草		
	夏 特 大	冬 特 大	夏 大	冬 小	冬 大	球形				1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目
	本	本	本	本	本	本	m ²								
国道152号		1		51	40	22		226	86	86	86	809	809	809	
国道362号		1		15	12			1,233	344	344	344	1,766	1,766	1,766	
(主) 飯田富山佐久間線		27													
天竜東栄線				5	15	13	180	34	32	32	32	804	804	804	
両島二俣線								206	71	71	71	4	4	4	
掛川天竜線	1		15					118	48	48	48				
天竜神明二俣川通り線(ほか)			7	12	5			38	16	16	16				
天竜船明大池線				31				1,104	331	331	331				
天竜船明東線				17				710	213	213	213				
天竜堀合川久保線				17				550	165	165	165				
計	1	29	22	148	72	35	180	4,219	1,306	1,306	1,306	3,383	3,383	3,383	
設計本数									3,918			10,149			

※街路樹予備診断・街路樹巡視については高木剪定実施全箇所を対象とする。

街路樹育成管理共通仕様書

1 業務の名称

令和8年度天竜区街路樹育成管理業務

2 業務の目的

街路樹の良好な育成や美観の向上など、街路樹の適正な育成管理を図ることを目的とする。

3 業務の内容

業務の目的を達成するために歩道植栽帯、中央分離帯、交通島、環境緑地帯にある街路樹（高木、中木、低木）の枝ぶりを整える「剪定」や健全な育成を図るため、植栽地に繁茂する雑草の「抜根除草」を実施する。

4 作業内容

(1) 「剪定」

樹形の骨格をつくり道路空間にうまく収まるように樹形を整えるものであり、歩道幅員や沿道条件を勘案し、矯正型自然樹形に仕立てることを基本とする。

枝の切り口(直径7.5cm以上)には、幹と同色の殺菌剤入り塗布剤を塗り腐食防止を図ること。

剪定作業前には、原則として立会いを行うので、前日までには委託者に連絡すること。

剪定作業を実施する路線において国県道及び中心市街地内の市道については街路樹剪定士または街路樹剪定士の指示を受けた者が実施すること。

現場写真は、「50本につき1本かつ路線別」とし、「施工前、施工後、施工状況」のほか、全景写真、樹冠アップ、剪定枝葉・草類の処分状況も撮影すること。

剪定枝葉・草類は、浜松市内の廃棄物再生利用業者（草木類）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号及び第2条の第2号の指定を受けた者）に持込み、処理を依頼することとし、市外への搬出処理は行わないこと。

(2) 「低木寄植剪定」

樹形を整え視距を確保するために行うものである。

施工後の枝先がささくれないように、機械刈込み後にハサミによる切り戻しを行うとともに、必要に応じて枝の密生箇所の中透かしも行う。芽出し後の姿を十分考慮しつつ樹冠の輪郭線を作りながら刈り込むこと。仕上がりの樹高は、50cmとする。

現場写真は、「500m²につき1箇所かつ路線別」で「施工前、施工後」を撮影するが、「施工状況」は数路線(2~3箇所)程度でよい。

(3) 「抜根除草」「刈取除草」

道路に植えられた植栽物の良好な生育や、美観維持のため行うものである。

施工に際しては、雑草のほか、ゴミ等のきょう雜物は除去し、縁石からはみ出した薙類や、縁石周辺の雑草、高さ2.5m以下に生えるドウブキやヒコバエ等も同時に刈り取ること。

「刈取除草(芝刈工)」では、施工前には必ず、きょう雜物は除去し、根の張った雑草類は抜根除草すること。

また、飛び石等による第三者被害を防止するため、適切な飛散防止の措置を講じ、安全管理に努めること。

「抜根除草」と「刈取除草」の現場写真は、「500m²につき1箇所かつ路線別」を基準に「施工前、施工後」を撮影するが、「施工状況」は数路線(2~3箇所)程度でよい。

5 作業時期

樹種や樹形、道路空間及び沿線の状況に応じ適正な時期に作業を行う。また、他の公共工事等の施工時期と重複しないよう委託者と事前によく調整、協議する。

6 業務責任者

業務の施行にあたり、業務責任者（造園施工管理技士1級又は2級（国家資格）の資格を有する者）を定め、業務着手届により委託者に届け出ること。これらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届け出ること。

7 業務報告等

「提出書類」は、契約書条項に定めるもののほか、以下の書類を提出するものとする。

- ① 出来高集計表（別記様式2-1）
- ② 着手前打合せ簿
- ③ 業務日誌（別記様式2-2）
- ④ 剪定枝葉等の処理伝票（計量証明書）
- ⑤ 交通誘導員伝票
- ⑥ 現場写真
- ⑦ 街路樹剪定士の資格証写し（国県道及び中心市街地内の市道）
- ⑧ その他、委託者が必要と認めた書類

8 その他

（1）本業務を実施する上で、対象路線における以下の事項に関しては、常に注意を払い、異常事態の早期発見に努めること。その処理については、速やかに委託者に報告し、指示を受けること。

- ① 病虫害の発生
- ② 災害や事故による倒木などの非常事態
- ③ 街路樹の急激な衰弱、枯損木の発生
- ④ 枝の伸長による沿道施設への侵入や、交通標識の視認障害
- ⑤ 踏み荒らしや踏み倒しなどの異常の発見
- ⑥ その他、受託者としての意見、提言

（2）本業務の遂行にあたって、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木共通仕様書を参考にし、委託者及び受託者協議のうえ定めるものとする。

共通仕様書の適用について

本工事に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事共通仕様書』（以下「共通仕様書」という。）（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）

共通仕様書 第1編1-1-3の第2項でいう「設計図書の照査」は、「浜松市土木工事設計図書の照査ガイドライン」（浜松市ホームページに掲載）を参考にして実施すること。

特記仕様書（交通誘導員）

- 1 本業務委託を実施する一部の路線（静岡県公安委員会告示第 69 号）は「警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）」第 2 条の表の 6 に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線である。
- 2 請負業者は、交通誘導員のうち 1 人は有資格者（平成 17 年警備業法改正以降の交通誘導業務にかかる 1 級又は 2 級検定合格者）としなければならない。
- 3 請負業者は有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを、委託者に提出しなければならない。